

【10欄の説明】
派遣法施行規則第18条の3第2項
第1号：議決権の過半数を所有
第2号：資本金の過半数を出資
第3号：事業方針の決定に前2号の者と同等以上の支配力有り

許可番号	派〇〇-〇〇〇〇〇〇
事業所枝番号	
許可年月日	平成×年×月×日

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

■労働者派遣法第30条の4第1項の「労使協定」を締結している場合は、協定書の写しを添付すること。

令和 〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

派遣実績なし

提出者 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 △△ △△

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

派遣実績のない場合は、余白に「派遣実績なし」と記載して下さい。実績が無くても、下記については記載が必要です。
第1面 第2面(1)① (3) (5)② 第5面(10) 第6面(11)① (赤枠)

(ふりがな)	かぶしきがいしゃ 〇〇〇〇		
1 氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇		
2 住所	〒(×××-××××) 福井県〇〇市〇〇町 ××号××番地 (××××) ××-××××		
(ふりがな)	△△ △△		役名
3 代表者の氏名 (法人の場合)	△△ △△		代表取締役
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ 〇〇〇〇 〇〇じぎょうしょ		
4 事業所の名称	株式会社〇〇〇〇 〇〇事業所		中小企業基本法第2条第1項による中小企業者または第5項による小規模企業者は[2]に○を、それ以外は、[1]に○を。
5 事業所の住所	〒(×××-××××) 福井県〇〇市〇〇町××号××番地 〇〇ビル ×階 (××××) ××-××××		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	<input checked="" type="radio"/> 2 中小企業	
7 産業分類	名称	主たる業務の日本標準産業分類(細分類)に基づき記載	分類番号 (細分類4桁)
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	××年×月×日 ~ ××年×月×日		直前に終了した事業年度(決算期)に合わせて記入
9 民営職業紹介事業との兼業	<input checked="" type="radio"/> 1 有	<input type="radio"/> 2 無	許可・届出番号 ××-ユ-××××××
10 親会社の名称	株式会社□□□□ ※対象範囲は上記枠内説明を参照		備考
	①労働者派遣事業の許可番号 派××-××××××	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
11 請負事業の実施	<input checked="" type="radio"/> 1 有	<input type="radio"/> 2 無	うち構内請負の実施 1 有 <input checked="" type="radio"/> 2 無
12 備考	構内請負とは、発注者の事業所構内にて、生産活動を請負うこと(製造業)		

※労働局記入欄

様式第11号 (第2面)

I 年度報告

雇用契約期間が通算して1年以上であり、かつ当該派遣労働者の同じ職場での派遣契約が通算して1年以上の者

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

Table with columns for total count, full-time employees, and part-time employees, broken down by contract type (indefinite, fixed-term, daily).

派遣元責任者の数に注意！ 派遣労働者100人ごとに1人以上ずつ選任すること

「全労働者数」は派遣労働者の有無に関わらず必ず記載のこと

(2) 労働者派遣事業の売上高

Table for recording the amount of labor dispatch business revenue after calculation.

(3) 請負事業の売上高

Table for recording the amount of revenue from contract work after calculation.

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

Table for recording the number of overseas dispatched workers.

(5) 派遣先に関する事項

① 派遣先事業所数 (実数)

Table for recording the number of dispatch recipient business locations.

※登録制度のある事業主のみ

※雇用安定措置の対象者

② 労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数) 報告対象期間内に締結した個別契約件数

Table showing the number of labor dispatch contracts by duration (1 day or less, 1-7 days, etc.).

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

Table for recording safety and health education, including content, methods, and implementation details.

③ 主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

Table for recording the top 5 dispatch recipient business owners by transaction amount.

実績が無かった場合は、○印を記入

※実績が無ければ記載不要

② その他の教育訓練 (①及び(11)に係るものを除く) 一般教養

Table for recording other general education and training.

(7) 紹介予定派遣に関する事項

Table for recording matters related to introduction-to-hire dispatch.

【雇用安定措置の対象者】 A: 同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みのある者 B: 同一の組織単位に継続して1年以上3年未満派遣される見込みのある者 C: (A, B以外の者で) 派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上の者

「対象派遣労働者数」には、各期間に該当し、かつA及びBについては、就業継続を希望する者の総数を書くこと(雇用安定措置を講じなかった人数を含む)。また、第1号の措置を講じたものの、派遣先での直接雇用に至らず、第2号以下の措置を講じた場合は第2号以下の人数にも含めること。

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

Table for recording the results of employment stability measures, including measures for direct employment and introduction-to-hire.

有期雇用労働者で、下記に該当する者について記入 ① 1年以上同一組織単位で見込まれる者 ② 派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(1年未満見込み) ※1

○同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合は、講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。 ○「第1号の措置(直接雇用の依頼)を講じた人数」について、前年度に直接雇用の依頼を行ったが前年中には結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に結び付いた場合は、措置を講じた人数及び雇用された人数に記載すること。 ○「第4号の措置(その他の措置)」の左記以外のその他の措置は、民営職業紹介事業の許可、届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等を言う。

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者) ※2 (7) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数である

■(9)欄の①欄、①欄の(続)、②欄の「協定対象派遣労働者」欄は、協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	22,000	32,000	20,000	16,000	22,000	22,000	15,000	18,000
01 管理的公務員	※日本標準職業分類(中分類)の職種に基づき、派遣労働者の区分及び業務の種類別に 応じた実績を記載する。							
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員	【派遣料金(1日・8時間当たり)の算出】 報告対象期間において (派遣先から得た派遣料金の総額÷派遣労働者が従事した総労働時間)×8時間							
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者	【賃金(1日・8時間当たり)の算出】 報告対象期間において (派遣労働者に支払った賃金の総額÷派遣労働者が従事した総労働時間)×8時間							
06 農林水産技術者	【全業務平均】 各業務の単純平均とする。(日雇派遣は従事した全ての業務を単純平均) (例:(27,000+17,000)÷2=22,000)							
07 製造技術者								
08 08								
09 建築・土木・測量技術者	※全て小数点以下は四捨五入							
10 情報処理・通信技術者	27,000	32,000	23,000	20,000	22,000	22,000	18,000	18,000
11 その他の技術者								
12 -1 医師 ※	紹介予定派遣や産休や育児休業の代替等の場合							
12 -2 薬剤師 ※								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師 ※								
13 -2 准看護師 ※								
13 -3 保健師、助産師 ※								
14 -1 診療放射線技師 ※	※へき地の医療機関及び、医療の確保のために必要があると厚労省で定めた場所を含む							
14 -2 臨床検査技師 ※								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	17,000		17,000	12,000			12,000	
26 会計事務従事者								
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

■(9)欄の①欄、①欄の(続)、②欄の「協定対象派遣労働者」欄は、協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)(続)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 50 生産設備制御・監視従事者								
51 機械組立設備制御・監視従事者								
52 53 製品製造・加工処理従事者								
54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56 57 製品検査従事者								
58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 定置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く) ※	※一部派遣禁止業務が含まれていることに留意							
67 電気工事従事者 ※								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

99分類不能の職業の場合、派遣業務内容を余白に記入

様式第11号 (第5面)

■(9)欄の①欄、①欄の(続)、②欄の「協定対象派遣労働者」欄は、協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

令第4条以外の業務も含む派遣料金の平均	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	30000	18,000	19,000
4-1 情報処理システム開発	32000	22,000	22,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作	24000	17,000	—
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

【全業務平均】
令第4条1号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事したすべての業務の単純平均を記入

一人で複数の業務に対して派遣されている場合は、主たる業務に記入

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	
書類の備付け	
その他 ()	

・マージン率等の情報提供は義務化。(複数選択可)
・インターネットによる情報提供は必須
(自社サイト、人材サービス総合サイト)

※フルタイム1年以上の雇用見込の場合

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

派遣実績なくても記入必須	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

兼任状況は担当者計の内数

・キャリアコンサルティング経験あり
・職業能力開発推進者就任経験あり
・人事部門の3年以上経験あり

経験はないが知識を有する者

厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者の人数

キャリアコンサルティングの知見を有する者は、「その他」に人数を記載

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数

該当するものに○印を付ける。複数の場合は、別業とする。

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1) フルタイム (1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務 (1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	10				40				1	1	1	1
(ロ)									備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研修	2	2	2	2	40	40	20	20	1	1	1	1
(ロ) O A機器操作訓練	2	2	2	2	20	20	12	8	2	1	1	1
ハ 職種転換訓練												
(イ) ワークスタイル多様化研修		2	4	4		20	10	10			1	1
(ロ)		10	5	5		10	5	5				
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修		4	4	4		20	10	10	1	1	1	1
(ロ)		10	5	5		10	5	5	備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修	2	2	2	2	5	5	3	2				1
(ロ) 経理研修	2	2	2	2	7.5	7.5	3	4.5				1
	5	5	2	3	5	5	2	3				
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a) 小数点以下第2位以下四捨五入					112.5	112.5	58	54.5	各年ごとのaの合計 (c)			283
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b) 小数点以下四捨五入					11	11	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			11
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)												2,000

各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数

各年ごとの受講者の実人数

種別の番号を最大2つまで記載。登録中の者は、対象には含まれない。

訓練が特定出来るよう、具体的に記載する。

・対象となる派遣労働者に訓練を複数年に渡り行う場合は、それぞれの年に時間を記載する。
・同一の訓練を異なるコースとして位置づける場合は、各々のコース・年に応じて時間を記載する。

○「訓練方法の別」が1又は2、「訓練費負担の別」が1無償、「賃金支給の別」が1有給であるもののみ合計する
○フルタイム勤務者で1年以上雇用見込のある者は、年間概ね8時間以上が求められる。

※短時間1年以上の雇用見込の場合

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

兼任状況は担当者計の内数

・キャリアコンサルティング経験あり
・職業能力開発推進者就任経験あり
・人事部門の3年以上経験あり

派遣実績なくても記入必須	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見の有無	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

経験はないが知識を有する者

キャリアコンサルティングの知見を有する者は、「その他」に人数を記載

② キャリアコンサルティングの実施状況

①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

該当するものに○印を付ける。複数の場合は、別業とする。

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者								訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別	
	(上段) 種別				(下段) 対象となる派遣労働者数								
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降					
イ 入職時等基礎的訓練	(上段) 種別 (1) 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他								(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))	1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数 ※入職からの年数ごと												
(イ) 新規採用者訓練	1				12				2	1	1	1	
(ロ)	3				3				備考				
ロ 職能別訓練													
(イ) システム設計・技能研修		2	2	2		10	6	4	1	1	1	1	
(ロ) O/A機器操作訓練		2	2	2		4			1	1	1	1	
ハ 職種転換訓練													
(イ)	訓練が特定出来るよう、具体的に記載する。												
(ロ)	対象となる派遣労働者に訓練を複数年に渡り行う場合は、それぞれの年に時間を記載する。 同一の訓練を異なるコースとして位置づける場合は、各々のコース・年に応じて時間を記載する。												
ニ 階層別訓練													
(イ)													
(ロ)													
ホ その他の教育訓練													
(イ) ビジネススキル研修	2	2	3	3	3	2	1	1				1	
(ロ)	3	2	1	1	3	2	1	1					
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a) 小数点以下第2位以下四捨五入									3年目のaの合計 (c)			38	
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)									1~3年目のbの合計 (d)			6	
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b) 小数点以下切捨て									1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			6	
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)											2,000		

○「訓練方法の別」が1又は2、「訓練費負担の別」が1無償、「賃金支給の別」が1有給であるもののみ合計する
○フルタイム勤務者で1年以上雇用見込のある者は、年間概ね8時間以上が求められる。

※1年未満の雇用見込の場合

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

派遣実績なくても記入必須	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

兼任状況は担当者計の内数

・キャリアコンサルティング経験あり
・職業能力開発推進者就任経験あり
・人事部門の3年以上経験あり

経験はないが知識を有する者

厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者の人数

キャリアコンサルティングの知見を有する者は、「その他」に人数を記載

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数

該当するものに○印を付ける。複数の場合は、別業とする。

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み) ③ 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				12				2	1	1	1
(ロ)	3				3				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) ○A機器操作訓練	2				2				1	1	1	1
(ロ)	3				2				備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)												
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a) 小数点以下第2位以下四捨五入	14	0	0	0	1~3年目のaの合計 (c)							14
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)	3	0	0	0	1~3年目のbの合計 (d)							3
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b) 小数点以下四捨五入	4	0	0	0	1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)							4
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)												2,000

訓練が特定出来るよう、具体的に記載する。

・対象となる派遣労働者に訓練を複数年に渡り行う場合は、それぞれの年に時間を記載する。
・同一の訓練を異なるコースとして位置づける場合は、各々のコース・年に応じて時間を記載する。

○「訓練方法の別」が1又は2、「訓練費負担の別」が1無償、「賃金支給の別」が1有給であるもののみ合計する
○フルタイム勤務者で1年以上雇用見込のある者は、年間概ね8時間以上が求められる。

種別の番号を最大2つまで記載。※登録中の者は、対象には含まれない。

様式第11号 (第7面)

II 6月1日現在の状況報告

■ 1欄の①欄、②欄、②の(続)欄、③欄、⑤欄、⑥欄及び⑦欄の「協定対象派遣労働者」欄は、協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計 <input type="checkbox"/> 6月1日に限る 休日の場合は、翌平日日とする	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
42	25	24	9	2	1	6		

1-② 01から99の合計と一致のこと

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数 (①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
11 その他の技術者					
12 -1 医師 ※					
12 -2 薬剤師 ※					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師 ※					
13 -2 准看護師 ※					
13 -3 保健師、助産師 ※					
14 -1 診療放射線技師 ※					
14 -2 臨床検査技師 ※					
14 -3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	10	2		8	
26 会計事務従事者	2			2	
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

※日本標準職業分類(中分類)の職種に基づき、派遣労働者の区分及び業務の種類別に応じた実績を記載する。

紹介予定派遣や産休や育児休業の代替等の場合

※へき地の医療機関及び、医療の確保のために必要があると厚労省で定めた場所を含む

■1欄の①欄、②欄、②の(続)欄、③欄、⑤欄、⑥欄及び⑦欄の「協定対象派遣労働者」欄は、協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。

様式第11号 (第8面)

② 業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(続)

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く) ※		※一部派遣禁止業務が含まれていることに留意			
67 電気工事従事者 ※					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

③ 特定製造業務従事者の実人数(①の内数)

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者

一人で複数の業務に派遣されている場合は、主たる業務に記入。
99分類不能の職業の場合、派遣業務内容を余白に記入。

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)			
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

様式第11号 (第9面)

■1欄の①欄、②欄、②の(続)欄、③欄、⑤欄、⑥欄及び⑦欄の「協定対象派遣労働者」欄は、協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
3	2	2			1					

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ ivの合計の内数)

日雇派遣労働者	
協定対象派遣労働者	
0	0

【上記、IからIVの関係法令】

- 労働者派遣法施行令第4条第2項第1号: 高齢者
- 労働者派遣法施行令第4条第2項第2号: 昼間学生
- 労働者派遣法施行令第4条第2項第3号であって労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第1号に該当する者: 副業として従事する者
- 労働者派遣法施行令第4条第2項第3号であって労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第2号に該当する者: 主たる生計者でない者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	
4-1 情報処理システム開発	2	2
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内	1	
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OAインストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

■6月1日に日雇派遣した労働者を、政令で定める業務(令第4条で定める業務)に分けて記入(実人数)

なお⑤において「i ~ ivに該当しない者」に人数が記載されている場合は、令第4条で定める業務のいずれかに該当するものであること。

一人で複数の業務に派遣されている場合は、主たる業務に記入

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

6月1日に派遣されている労働者を含み、過去1年以内において派遣されたことのない派遣労働者を除く。

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

20

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	9	—	5
健康保険	27	9	—	4
厚生年金保険	27	9	—	4

○6月1日に派遣した労働者の雇用保険及び社会保険の加入状況を記入。(第7面①の内数)

○保険の種類ごとに加入している実数を記載する。
※派遣していない者は除く